

平成 22 年度 第 2 回瀬戸市環境審議会議事録		
日 時	平成 22 年 9 月 8 日 (水) 午前 9 時 30 分～ 12 時	
場 所	瀬戸市文化センター 2 階 22 会議室	
出席者	審議会委員	委員 11 名 (欠席：石川委員、蔵治委員、寺田委員、水野委員、古橋委員)
	事務局	山田市民生活部長、高木環境課長、山内課長補佐、加藤環境保全係長、中村主事
次 第	内 容	
1 開会	開会の挨拶 欠席委員の確認	
会 長	・あいさつ	
事務局	・要望書等の提出があったことを報告した。また、資料について一部誤配があり、差替えの為、後日送付することを確認した。	
2 議事	以下のとおり。	
議事(1)	前回審議からの変更点及び数値指標について	
事務局	○資料の確認 ○資料 1 「第 2 次瀬戸市環境基本計画 (素案)」の第 1～3 章及び送付資料の補足説明、資料 2 「基本方針の数値指標」、資料 3 「計画の構成 (第 2 次瀬戸市環境基本計画 骨子(案))」に基づいて、内容説明を行なった。	
会 長	・計画書に「計画理念」が追記されている。瀬戸市の現状を考えた場合、このような記述で十分か。	
委員	・市民アンケートの結果からも分かるように、市民の間では開発による自然破壊や産業廃棄物処分場の問題などへの関心が高い。これらに対して、どのように立ち向かっていくのかという姿勢が、「計画理念」にしっかりと表現されるべきではないか。	
委員	・瀬戸市の特性ではあるが、自然を守ると言う一方で、自然破壊につながるような鉱山開発などをやめることができない。このような曖昧な姿勢のままでも良いのかは、疑問であり、市民には理解されにくいのではないか。	
会 長	・「改定のポイント」として社会的動向を挙げているが、全国的な動向しか踏まえられておらず、瀬戸市の動向や特性には言及がない。また、「改定のポイント」として社会的動向を挙げるということについても、疑問である。	
委員	・自然を守る方策として、保護区の設定や水源保護条例以外に、いわゆる埋め戻し条例など、瀬戸市の特性である開発を規制する方向が掲げられても良いのではないか。	
委員	・「リーディングプロジェクト」の内容に、水源保護条例に触れている箇所があるが、画期的であると考え。計画書の冒頭でも言及するなど、さらにアピールしても良い。 ・「計画理念」の文章では、森林面積の 100ha 減少ということに言及し、その反省に立った上で、今後の森林保護の方針として、水源保護条例を制定する、という表現にはできないか。	

会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・冒頭の「策定経緯と趣旨」の内容として、瀬戸市が置かれている現状やそれに対する危機感を表現し、それを皆で共有して改善していくという文脈の計画書にするべきではないか。計画の出発点が曖昧ではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次計画に対する総括については、十分ではなく、今後も補足・修正していく。 ・第3章「施策の基本的方向」や第4章「リーディングプロジェクト」については、理念に対する解説を多めにした。しかし、第1章、第2章との接続がわかりにくいため、全体の整合を図りつつ、今後も整理する。 ・瀬戸市の現状や危機感、課題は、第3章において施策の解説と併せて記述しているが、反面、第1章・第2章が簡素な内容になっている。計画書全体の文脈がわかりやすくなるよう、改善に努める。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の出発点として、瀬戸市の現状をしっかりと押さえることが重要である。改善を進めてほしい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・第4章「リーディングプロジェクト」の内容の一部として「水源保護条例」を掲げているが、第3章「施策の基本的方向」の内容でも、検討をする旨明記しても良いのではないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「主な施策」に挙げられている「自然保護区域」と「水源保護条例」は、どのような関係にあるのか。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・条例を作るという方針や、その条例の目的、その条例で定める内容が、分断されて記述されている。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書が挙げている条例としては、水源保護条例と自然保護に関する条例の2つということになる。 ・水源保護条例は、「リーディングプロジェクト」の内容として明記しているが、表現をよく検討する。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・「基本方針」の指標として挙げられている「保護された森林の面積」と、「リーディングプロジェクト」の指標である「保護区域の指定件数」とは、異なるものか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「保護された森林面積」は、「保護区域」の面積も含めた全体の面積を指している。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・2つの条例の概要が計画書の後半で説明されているが、計画書の前半で言及すべきである。また、「保護」と「保全」の意味の違いについても、前半で解説すべきで。表現をよく検討してほしい。
議事(2)	リーディングプロジェクトについて
事務局	○資料1「第2次瀬戸市環境基本計画(素案)」の第4章に基づいて、内容説明を行なった。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の環境配慮に関する達成目標として、「パートナーシップ型組織等の活動を通じて、環境に配慮している事業所の数」などを掲げ、具体的な数字を示すのはどうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ事業者会議での取り組みである環境配慮事業所認定制度や、従来の環境保全協定について、認定事業所や締結事業所を数値指標として挙げることを検討する。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次計画のように、「地域別環境配慮指針」を盛り込むべきではないか。そのような指針の策定の過程で、各地域が自ら地域環境のことを知り、議論することができ、有意義である。例えば、パートナーシップ型組織が、策定の役割の一端を担っても良い。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域別環境配慮指針」については、第2次計画では、計画本体とは切り離して考える方針である。 ・地域の自発的な取組みに対する行政の支援としては、地域環境も含めた地域の課題を、地域自身の手で議論し解決するアクションプランという取り組みが既にあり、地域活動支援室が推進している。これとの整合を踏まえつつ、地域ごとの環境配慮のあり方については、検討する。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別環境配慮指針については、これまで踏み込んだ議論はなく、表現のみを盛り込んでも意義は少ない。もっとも、今後の取り組みとして、地域ごとの環境配慮に関する指針を策定していくことは、表現しても良いと考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球にやさしい～」に関連するリーディングプロジェクトの内容について、脱・地球温暖化への市民の関心が高いことも踏まえ、より具体性のある施策が必要ではないか。 ・地球温暖化の問題は、化石燃料中心のエネルギー使用のあり方を、どのように転換させていくかを考えることが重要である。その意味では、自然エネルギービジョンやバイオマスタウン構想などを策定することを掲げるのも良いのではないか。 ・二次林の保全によって発生する間伐材が活用されなければ、保全活動が進まないという現状がある。瀬戸市は、市街地と森林とが近いことが特徴であるが、間伐材から得られる木質バイオマスを活用したビジネスを展開しやすい環境にあるのではないか。産業界と行政との協働の取り組みとして、ダイナミックなことを書いても良いのではないか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスの活用や産業化は、環境産業の創造支援にもつながる。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点では、自然エネルギービジョンやバイオマスタウン構想などを策定する予定はないが、木質バイオマスの利活用等については、提案を踏まえて検討する。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「せとのもり」という表現について、岩屋堂や海上の森などの個別のものを指すのか、市全体の森林を指すのか、市民は具体的なイメージができないのではないか。すべての緑・森林だとして、宅地開発さえも制約していくのか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「せとのもり」という表現の意図する範囲は、自然保護に関するリーディングプロジェクトの説明箇所にて記述してあるものの、必ずしも明確とは言えない。表現としての耳触りは良いが、誰もが内容や範囲を理解できるような工夫をするべきである。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・「せとのもり」のイメージとしては、条例で定めることになる保護区域や保全区域を含む、一体となった瀬戸市の自然全体を指しているが、市街地の緑地や植栽までは含んでいない。「せとのもり」の内容を説明するパートがあって良いとも思うが、市民にわかりやすいよう表現方法について、再検討する。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境塾の中で、環境教育を実施することのできる講師を育てる場を作ることにも必要である。講師を育成するには長い期間が必要だが、10年かけて行う環境塾の仕組みづくりの課題である
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育の講師を育成していくことは重要であり、確かに短期間では困難である。重要な課題として、表現していきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書の全体を通じて、内容が前後する箇所が多く、理解しにくいという印象を受ける。何回も読み返さないと理解できないような計画書では、市民の様々な層には伝わらない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・専門用語や難しい語句に、注釈をつけて説明したり、写真や図を入れたりすれば、よりわかりやすくなる。 ・ただ、文章だけでは読まれることは少ないので、概念を説明するイラストや図が重要である。また、例えば、第4章の冒頭で「リーディングプロジェクト」の全容を示す図があるが、整理しきれていない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・語句の使用についても、例えば、「拠点」という語も多用されているが、何を指しているのかイメージできない。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・基本計画や条例に対する市民の認知度を考えると、市としても、計画書のわかりやすさは重要だと考えている。 ・語句について、注釈を付けて説明するよう検討する。また、写真やイラスト、図については、改善し、全体を通じて、市民にわかりやすいものになるよう努める。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・第1次計画にはいわゆる「住工混在」の問題点が挙げられていたが、そのような第1次計画の課題を、誰が、どのように評価するのか、疑問である。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地を含め、市内の各所で、「住工混在」の状態はみられ、公害苦情発生の一因ともなっているが、一方で「職住近接」としての街の経済的な利点でもある。メリットとデメリットに対して、どのように折り合いをつけていくかが重要であると考えているため、表現は検討する。 ・住居に近い事業場であっても、いわば「現代型の職住近接」として、パートナーシップ型組織などを通じて、地域と協働で取り組み、地域の生活環境の改善に貢献していくことは、期待できると考えている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・要望書にもあるように、市民への周知は未だ十分とは言えない。地域別環境配慮指針は、環境問題について地域内で話し合う契機ともなるため、後で策定するというのではなく、市民への周知を兼ねて、取り組むことはできないのか。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への周知について、6月の環境展では、庁舎掲示板に計画骨子を掲示し、市ホームページでも周知を行っている。また、今後予定しているパブリックコメントについても、できる限り長い期間での実施に努める。 ・地域別環境配慮指針については、地域の対話の促進になるというメリットもあるが、指針を作る過程において、多くの地域住民が関ることが重要であると考えている。今回の計画においては、指針の策定に言及するに留め、地域の取り組みを支援する趣旨の表現を検討したい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会で策定している教育アクションプランにおいても、環境教育は大きなテーマとなっている。河川調査や自然観察、小中学校における講座の実施などについて、アクションプランとも整合した指標を挙げることはできないか。 ・達成目標について、市民の満足度などは感覚的であり、妥当性に疑問がある。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における環境教育に関する指標の採用については、前向きに検討する。実施回数など定量的な指標についても検討する。 ・なお、教材に対する満足度については、教育現場での調査が可能と考え、教材活用の向上を目指す指標として挙げた。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・満足度などの定性的な指標については、具体的に目標数値は掲げにくいですが、政策の良し悪しを図る材料とできる。 ・保護区域等の件数が、プロジェクトの達成目標として挙げられているが、件数ではなく面積とするべきである。 ・「せとのもり」とは何なのかを冒頭で解説し、その「せとのもり」を保護・保全するための方策として、様々な施策を組み合わせていくという表現も考えられる。 ・「施策の基本的方向」や「リーディングプロジェクト」の説明が、一般論として表現されているが、端的に政策として何を実施するのかを明確にし、表現を改めるよう作業を進めてほしい。
議事(3)	行動指針・計画推進体制について
事務局	○資料1「第2次瀬戸市環境基本計画(素案)」の第5章、第6章に基づいて、内容説明を行なった。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・行動指針については、一般的事項を掲げるのでは際限がないので、パートナーシップ型組織のこれまでの経緯や活動、今後の取り組み等との連携が必要である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な事項や一般的な事項を掲げるものだとすれば、このような指針は不要だと考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者の議論や合意がないままに“しなければいけないこと”ばかりを掲げることは妥当ではない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境ビジネスを進めていく上での技術向上や情報収集を推進することや、環境に配慮した設計やデザイン、商品開発に取り組むことは、事業者に対して掲げることはできる。

事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・確かに、行動指針として掲げられる内容は、パートナーシップ型組織などを通じて、市民・事業者と行政との協働で取り組むことであり、行政だけの立場から一方的に、行動指針を掲げることの意義を、見出し難いとも考えられる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や事業者に対する提言やチェック項目といったものであれば、良い。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・行動指針として章を設けて掲げることは、市民・事業者・行政の協働での取り組みが前提にあるような現状では、時代遅れともいえる。 ・各施策と併せて、市民・事業者の役割を記載する方法もある。記載された協働ができないとすれば、施策の仕組みの自体に、問題があるということもいえる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・一つ一つの取り組みを長く続けることが重要であり、どのようにすれば市民にそれが理解されるかを、検討するべきはないか。指針という形にこだわらず、学生や主婦、事業所、地域など多くの市民に理解してもらうための掲げ方をするべきである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・分厚い計画書は、市民にはなかなか読まれない。概要版は作るのか。行動指針の内容は、“市民・事業者の気づきやヒント”として概要版や参考資料、パンフレット等に掲載しても良いと考えるが、章を設ける程のものではないと考える。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別環境配慮指針を策定するための組織や会議を、「計画の推進体制」の章に記述してはどうか。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・行動指針や地域別環境配慮指針については、策定段階での議論を経て、その成果として計画書に記載されることに意義がある。計画の策定後、しっかりと議論して明確にしていくということを、計画推進の第一歩として、明記するべきである。 ・PDCAサイクルについては、一般的な説明だけが掲載されており、誰が、どの役割を担うのかを明記しなければならない。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本条例が想定するPDCAサイクルとしては、行政がD（Do、実施）、審議会がP（Plan、計画）とC（Check、評価）、A（Act、改善）の部分を担うが、5年または10年といった長期のサイクルが想定されているため、年度ごとの短期的なPDCAサイクルについては、市民や事業者のパートナーシップ型組織によるC（Check、評価）、A（Act、改善）も想定される。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に対する関心があっても、何から取り組みを始めれば良いのか分からないという層に対するヒントやきっかけなどの情報提供として、行動指針は役立つのではないか。工夫することで、意義を出せないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に掲げられている施策やプロジェクトの実施によって、どのような生活になるのか、生活のヒントとして何があるのかなどを掲げることはどうか。

会 長	・リーディングプロジェクトに対応させて、市民や事業者の役割を掲げてはどうか。リーディングプロジェクトとして目指すべき方向があって、それに向けて、市民・事業者がどう動けばいいかというヒントになるのではないかな。
委員	・リーディングプロジェクトが実現した時、暮らしがどのように変わるのかが、イメージできるような表現になると良い。
事務局	・理解した。各リーディングプロジェクトと関連させる方向で検討する。
議事(4)	その他全体を通して
委員	・「リーディングプロジェクト」の章では実施スケジュールが掲載されているが、大きくスペースを割き過ぎている。視覚に訴える必要があるとしても、レイアウトについてはよく検討してほしい。
委員	・前後して内容を確認しなければ理解できず、全体の流れが非常にわかりにくい。
委員	・保護・保全区域の設定に関連して、現行の自然公園区域の数値目標が横ばいとしているが、増加は掲げられないか。区域拡大に向けて、県に対する働きかけはできないか
事務局	・自然公園区域について、国・県の所掌である。数値については、国・県ともに、減少させる傾向にあるため、現状維持を設定し、市として減少させない働きかけを行うという意思表示も含んでいる。
委員	・理解した。国・県の所掌であることや、減少傾向に歯止めをかけるという設定であることを、市の姿勢として明記した方が良い。
委員	・「農地の総面積」が掲げられているが、実際に耕作されている面積か。
事務局	・現在使われている農地として、経営耕地面積を計上しており、耕作放棄地などは除かれている。
会長	・土砂採取跡地の再生の話題が出てこないが、自然の遷移に委ねていくという方向のほかに、手を加えて短期間で再生させるという方向性も考えられないか。既存の森林の保全を掲げるだけでなく、市の現状を踏まえて、森林を再生させるという方向性を示すべきではないか。
事務局	・土砂採取事業の終了後には、原状回復が法令で義務付けられており、いわゆるハゲ山のように見える山は、土砂採取が終了していない状態のものである。 ・歴史的な背景からすれば、再生は大きな取り組みとしてあるが、大規模な採取地の予定まで把握することは難しい。小規模な採取地については、原状回復の原則にしたがって、計画に掲げていくことは可能であると考えられる。
会長	・河川についても、何らかの表現はしていくべきである。

委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「公共施設での電気の使用量」とあるが、学校では、現在、冷暖房施設が十分ではない。今後、使用量を減らすということは、冷暖房施設の増設にも取り組まないということか。 ・また、仮に生徒数が減少しても、教室ごとにある電灯の使用はほとんど変化しない。明確に「減らす」ために、学校の統廃合の問題にも踏み込むことにもなりかねず、指標としては適切ではないのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の電気使用量については、保育園は含んでいるが、小中学校は含まれていない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量の単位は誤りであり、「kwh/年」とするのが正しい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・電気使用量が把握できないようだが、風力や太陽光による発電量など、電気の“出口”ではなく“入口”を指標としてはどうか。また、個々の発電量についての把握が困難であれば、例えば、発電能力でも良い。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電などに対する市民向けの補助などは実施しているか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・本年度は行っていない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの発生量や電気の使用量は、人口の増減の左右されるのではないか。全体の数値を出すのではなく、例えば、人口1人当たりの数値や、公共施設1㎡当たりの数値としてはどうか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・人口の増減は、ほぼ横ばいを見込んで算出しており、問題は少ないと考えるが、人口増加にあっても、総量として減量を目指すという考え方である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭ごみが資源になった割合」とあるが、何を意味しているのか。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭からの資源回収量のことを指していると思われるが、そもそも資源は“ごみ”ではなく、表現が正確ではない。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみの減量に取り組んでいる市民の割合」とは、何か。また、目標値が過剰ではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画における市民アンケート調査の結果を参照しているが、「日頃から、ごみの減量やリサイクル、エコバッグの持参を心がけているか」という問いに対する回答になっている。目標値については、H17からH20の伸び率をもとに算出している。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄だけでなく、過剰保管などの産業廃棄物に関する問題は、市にとっての大きな課題である。重要な課題に踏み込めていないのではないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・計画書の全体を通じて一般的な議論がなされており、インパクトに欠ける。瀬戸市の現状の課題が何か、それに対して、行政がどう取り組むのかということが、強い意志として表現されなければならない。水源保護条例は目玉といえるが、他の分野でも明確な意志を示すべきである。 ・全体として、具体的に踏み込んだ表現とし、文章量は削減する方が良い。
会 長	<ul style="list-style-type: none"> ・同意見である。取り組みに対して、踏み込んだ表現をするよう修正作業を進めてほしい。 ・最後に、市民への広報や参画に関するスケジュールの説明をしてほしい。
その他	今後の予定

事務局	<p>○今後の予定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回の審議会を10月25日に予定している。 ・その後、11月から12月にかけてパブリックコメントを行い、第4回の審議会を経て、年度内に答申を受けたい。 ・次回までに多くの修正を加えることとなるが、9月末頃を目途に一度資料を発送した上で、再度意見を伺い、その後、10月中旬を目途に第3回に向けた資料として発送することを予定している。
各委員	<ul style="list-style-type: none"> ・了承した。
4 閉会	閉会の挨拶